

暴力のない安心安全のまちづくりへ

～ 牧之原市暴力団排除条例を施行しました ～

基本理念

暴力団を恐れない！
暴力団に資金を提供しない！
暴力団を利用しない！
暴力団と交際しない！



暴力団は、組織実態を隠して市民生活や事業活動に入り込み、活動資金を獲得するなど、私たちの暮らしや経済活動に大きな脅威を与えています。市では市民、警察などと一体となって暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を確保するための取り組みを定めた「牧之原市暴力団排除条例」を8月1日に施行しました。暴力団対策法、静岡県暴力団排除条例と併せて、今後はこの条例を基に暴力のない安全安心なまちを目指していきます。(条例の全文は市のホームページからご覧いただけます)

問い合わせ 防災課 河原崎 ☎0056

■暴力団の情勢

暴力団とは、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」(暴力団対策法第2条第2号)のことをいいます。その構成員と準構成員の数は平成23年12月末現在、全国に約70,300人。県内では、約1,630人が活動しています。

犯罪白書によれば、昨年1年間における県内の暴力団犯罪による検挙人員は912人で、検挙件数は1,141件。最も多いのが覚せい剤取締法による検挙、次いで窃盗、詐欺と続いています。牧之原署管内では検挙人員28人、検挙件数は43件で、中でも窃盗の件数が多くなっています。

構成員・準構成員の数(平成23年末現在の概数)

(単位:人)

	全国の暴力団			静岡県内の暴力団			
	構成員数	準構成員数	合計	構成員数	準構成員数	合計	構成比率
山口組	15,200	15,800	31,000	710	460	1,170	72%
稲川会	4,000	4,100	8,100	210	150	360	22%
その他	13,500	17,700	31,200	60	40	100	6%
計	32,700	37,600	70,300	980	650	1,630	100%

資料:(公財)静岡県暴力追放運動推進センター

■困ったときは相談してください

日々の生活の中で、私たちが暴力団から不当な行為や被害を受けることが、全くないとは限りません。

- ・「料理店を経営しているが、暴力団の組員だと名の男が来て、付き合い料として『毎月5万円を出せ』と要求され困っている」
 - ・「ヤミ金融からの高金利の借金が返済できなくなったところ、乱暴な言動を交えての訪問や電話など、自宅や職場、両親にまで脅迫的な取り立てが続いている」
- などの事例をはじめ、暴力団に関する困りごとが起きたら一人で解決しようとせず、気軽に相談してください。秘密は厳守します。

縄張り内の営業客に対して「みかじめ料」を要求する行為
不当な方法で債権を取り立てる行為



相談はこちらまで

■牧之原警察署 ☎0110

■(公財)静岡県暴力追放運動推進センター ☎054(283)8930

*静岡県暴力追放運動推進センターは、暴力団のない明るい社会を目指して設立された公益財団法人です。センターでは、暴力団排除のための広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動、責任者講習などさまざまな支援活動を行っています。

条例の主な内容をお知らせします

■市の役割

市は、市民、事業者、警察などと連携して暴力団排除の施策を総合的に推進します。

青少年の健全な育成

青少年が暴力団の被害にあったり、組員になつたりしないよう、小中学校で必要な教育を行います。



広報および啓発

暴力団を排除する重要性について理解を深めるため、集会を開催するなど広報活動を行います。



公共事業などからの暴力団排除

暴力団や暴力団関係者を市の入札や契約に参加させません。



市と牧之原警察署は7月17日、市が行う契約などの事務や事業が暴力団の利益にならないよう、連携して暴力団関係者を排除することを目的とした合意書を締結しました。

この締結により、入札や契約に当たって暴力団との関係が疑われる業者や個人について、市からの照会に警察署が回答するなどの連絡体制が整い、市と警察との協力・連携の強化が図られました。

牧之原市・吉田町が行う事務事業から暴力団排除に関する合意書締結式



合意書を手にする西原市長(左)と平川署長(右)

■市民の役割

市民同士が連携しながら暴力団排除活動に取り組むとともに、市が行う施策に協力しましょう。また、暴力団の排除に役立つ情報を知ったときは、市や警察署に連絡してください。

■事業者の役割

事業に関して、暴力団や暴力団員などとの一切の関係を遮断しましょう。

利益の供与の禁止

暴力団の威力を利用する目的で暴力団や暴力団員に金品や財産を渡したり、取り引きなどをしてはいけません。



Q & A ～ 条例に関する質問にお答えします

Q 条例で定める排除の対象は?

A 暴力団、暴力団員はもちろんですが、暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)や、暴力団員および暴力団員等と密接な関係がある者も対象としています。

Q 公共工事などの入札から排除されるのは暴力団だけ?

A 暴力団員が役員を務めるなどの関連企業その他、暴力団と密接な関係があると認められる事業者も排除の対象となります。

Q 条例に違反したら罰則はあるの?

A 市の条例では罰則を設けていませんが、23年8月に施行された静岡県暴力団排除条例では、暴力団に利益の供与をした事業者に対しては、「勧告」や「公表」などの行政的な措置がとられます。

牧之原警察署長からのメッセージ



牧之原警察署 平川 靖 署長

牧之原市の市民や市議会議員の皆さんのご努力とご協力により、牧之原市暴力団排除条例が施行されました。

この条例を、昨年制定された静岡県暴力団排除条例と併せて有効に活用することで、暴力団排除に向けた取り組みが、より活発になると期待しています。

警察は、暴力団などの反社会的勢力に対し持つ力を最大限に発揮して取り締まりに当たっていくほか、市への積極的な支援を行っていきます。

今後は、市民、警察、行政が一体となった暴力団排除活動が展開され、一層「社会対暴力」の構図が確立されていくものと、確信しています。

地域の安全・安心を確保するため、皆さんのご協力をよろしくお願いします。